

# 長森中学校部活動方針

## 地域クラブ(長森日野スポーツクラブ)活動方針

2024.4.1

### 1 目的

- (1) スポーツや文化芸術の楽しさや創造する喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を自ら創り出す資質や能力を育てる。
- (2) 自主性、協調性を重視し、達成感を味わわせ、学習意欲の向上、責任感、連帯感などの育成を目指す。
- (3) 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年の枠をこえてよりよい人間関係構築の能力を養う。

### 2 組織と位置づけ

- (1) 部活動は学校教育の一環として位置づけ、各部に複数顧問を置く。
- (2) 休日は、長森・日野スポーツクラブ(以下クラブ)が運営主体となり活動する。

### 3 部(クラブ)員

- (1) 学校が定めた部およびクラブへ加入した部(クラブ)員とする。
- (2) 入部(クラブ加入)は希望加入制である。
- (3) 部(クラブ)員として一年間の活動を原則とする。

### 4 指導者

- (1) 各部及びクラブの指導者は部活動顧問と地域指導者とする。休日は地域指導者が指導する。ただし、部活動顧問が地域指導者として登録を行えば休日も指導ができる。
- (2) 部活動顧問及びクラブの指導者は、部活動(クラブ)育成会と連携を図り、部活動(クラブ)の計画、指導、運営、管理を行う。
- (3) 地域指導者は、校長が岐阜市ぎふ魅力づくり推進部に推薦し、委嘱された者とする。その他のクラブ指導者は校長が推薦し、長森日野スポーツクラブ理事長より委嘱する。
- (4) 指導に当たっては、以下の点について厳に遵守する。
  - ・ 生徒との信頼関係の下に、練習の意義を十分生徒が理解した上で行わせるなど、生徒の主体性を重視して指導する。
  - ・ 失敗に対して人間性をも否定するような高圧的な態度をとったり、失敗に対して懲罰的な不要の課題を課したり、すべての部員にチャンスを与えない不公平さを生んだり、不必要に身体に接触したりするような指導は決してあってはならない。(体罰及びハラスメントの禁止)

### 5 活動

- (1) 活動は、月曜日から金曜日を原則とし、月間予定表に「活動の日」と定められた日の放課後とする。平日は少なくとも2日以上以上の休養日を設ける。平日の練習時間は長くても2時間程度とする。
- (2) 朝練習は行わない。生徒の健康安全上や教職員の勤務時間の視点から判断し、必要な場合は校長に申し出る。7:30~8:00を活動時間とし、月10日を上限とする。
- (3) 校外研修、校内研究会、職員会等で顧問が指導できないときは活動を行わない。
- (4) 期末テスト前一週間とテスト中は原則、活動を行わない。実力テストの前日は原則、活動を行わない。
- (5) 休日に活動する場合は、月間予定表に基づき、月間活動申請書を校長・クラブ事務局に届けて実施できる。また、届け出後に新たに変更が生じたときには変更届けを提出する。
- (6) 休日の活動は、半日以内(3時間程度)とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。

- (7) クラブ活動においては、休日、土・日とも活動をすることを認めるが、生徒に過度な負担がかからないように配慮する。
- (8) 公式戦がある場合など、土・日曜とも活動しなければならない場合には、他の休日と振り替え、生徒の健康管理に留意する。
- (9) 長期休業中の閉庁期間については、全国大会等が迫っている部（クラブ）を除き、活動日を設けない。
- (10) 年末年始については、部（クラブ）員の家庭や地域の行事等への参加を保障するよう、活動日を設けない。
- (11) 第3日曜日の「家庭の日」は休養日とする。

## 6 活動費

- (1) 部（クラブ）活動加入者は部費及びクラブ費を納入する。部活動の諸経費は、PTA補助及び部費をもって充てる。
- (2) クラブの運営費として、部員一人あたり前期 1,800 円(300 円×6 か月)、後期 1,800 円（同様）を年 2 回に分け部ごとに納入する。※3 年生は前期分のみ納入とする。
- (3) 部（クラブ）費集金については、前後期(3 月・5 月、1 1 月)に分け、部（クラブ）ごとに集金日を設け育成会が主体で行う。各（クラブ）部の会計は保護者が担当し、年度末には会計報告を行う。

## 7 P T A 補助

- (1) P T A 補助金の管理運営については、P T A 会長、副会長が管理にあたり、1 の目的を達成すること以外に使用してはならない。
- (2) P T A 会計・会計監査が、この会計監査にあたる。
- (3) 会計監査は P T A 総会終了後、部活動加入保護者に収支決算報告をする。
- (4) 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 8 部活動顧問会と部長会

- (1) 部活動顧問会の構成は、部活動担当教頭・部活動担当職員及び各部 1 名の指導者で構成し、部活動に係る諸問題の解決にあたる。
- (2) 部長会は各部の部長(生徒)で構成し、部活動に関する学校全体の方針や決まりについて話し合い、決定事項について共通理解し、各部の部員に周知徹底する。
- (3) 部活動顧問会、部長会における決定事項は、校長の許可を得て実施する。

## 9 部の休・廃部

休・廃部については、指導者・施設・部員(運動系については、団体戦に出場可能な人数)等の条件を総合的に判断し、部活動育成会、運営委員会、職員会で協議し校長が判断する。

### 【長森中部（クラブ）活動名】

野球	サッカー	ソフトテニス男女	陸上競技
美術	バレーボール男女	バスケットボール男女	卓球
吹奏楽	剣道	水泳	バドミントン
ハンドボール	ソフトボール	硬式テニス	